平成２４年（フ）第１１１号
埼玉県川越市今福2874番地２
破産者　有限会社北海むさし
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３１２号
埼玉県川口市東川口４丁目20番３号
破産者　株式会社ＺＥＡＬ
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１２３号
千葉県成田市台方859番地
破産者　相京　秀夫
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第９８３４号
埼玉県所沢市大字久米788番地の１　グリーンガーランド所沢２―305、開始決定時の住所東京都練馬区西大泉２丁目17―18
破産者　津久井祐行
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０７５号
東京都中央区日本橋茅場町３丁目８番10号
破産者　エストホームズ株式会社
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０７６号
東京都台東区浅草橋３丁目３番２号
破産者　有限会社エム・ワイ企画
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９９８号
東京都板橋区蓮根３－４―15―207
破産者　渡辺　久子
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１６号
東京都羽村市小作台１丁目21番地15アオキビル３階
破産者　株式会社小林ソフト
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１７１７号
東京都福生市南田園１丁目７番地６アールズコート202号室
破産者　小林　輝夫
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５６４号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中３丁目５番地１
破産者　古川　泰子
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６２７号
東京都江東区南砂２丁目２番11号
破産者　有限会社フルカワマリンプロダクツ
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５４号
神奈川県横須賀市津久井３丁目17番２号
破産者　有限会社和知緑地土木
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１４５号
神奈川県逗子市桜山６丁目１番４号
破産者　リアルバランス株式会社
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第４８６号
滋賀県大津市大江５丁目33番23号―205
破産者　有限会社竹島建設
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８６号
滋賀県栗東市霊仙寺２丁目１番25号
破産者　有限会社エーエルイー
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５７５号
京都市西京区御陵大枝山町６丁目26番１号
破産者　株式会社ミズラインターナショナル
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６５号
京都府南丹市園部町小山東町西山12番地の１
破産者　株式会社三和技術コンサルタント
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２０年（フ）第５２１８号
大阪市鶴見区鶴見３丁目12番23号
破産者　ディ・マス建築工房株式会社
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第５２１９号
神戸市中央区生田町４―３―10―301、開始決定時の住所大阪市城東区中央２―10―18―302
破産者　上田　良朋
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７７５８号
大阪府豊中市桜の町５丁目２番３号ヴィラセンチュリー１号館101号室
破産者　株式会社Ｗｏｏｄｙ―ｉ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７４号
神戸市中央区元町通２丁目７番１号
破産者　株式会社ダイヤモンド貿易正直屋
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０５号
秋田県男鹿市五里合神谷字石神75番地の１
破産者　有限会社村井工務店
１　決定年月日　平成24年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部